

きらぼしアジア情報レポート

2019年4月号
きらぼし銀行海外戦略部アジアデスク
綺羅商務諮詢（上海）有限公司

CONTENTS

- 中国進出企業インタビュー 綺羅商務諮詢（上海）有限公司 蓑田
＜訪問先＞尼利可自動控制機器（上海）有限公司
株式会社ニレコ中国現地法人
＜テーマ＞「日本でのデータ・ノウハウを強みに」
- 中国ビジネスQ & A 綺羅商務諮詢（上海）有限公司 蓑田
＜テーマ＞「外商投資法？」
- 深セン駐在レポート きらぼし銀行派遣行員 掛川
＜テーマ＞「帰任報告～深セン駐在総括と大湾区構想～」
- タイ駐在レポート きらぼし銀行派遣行員 兎玉
＜テーマ＞「ドン・キホーテ、タイ初上陸」
- きらぼし銀行の海外ビジネスサポートについて
～海外ビジネスサポート体制～
～上海コンサルティング会社について～

※本号のベトナム駐在レポートは休載いたします。

中国進出企業 インタビュー

第96回「日本でのデータ・ノウハウを強みに」

株式会社ニレコ現地法人

尼利可自動制御機器（上海）有限公司

董事長 三浦 誠氏 / 総経理 国川 久氏

日々の生活で何気なく目にしている食品包装や印刷物。当たり前ですが、この食品包装や印刷物にはズレやたるみ、汚れがありません。この理由に、ズレやたるみが生じないようにする制御装置や汚れの検査装置があるからなのは、私たちが生活している中では分かりません。

今回、この生産ラインにおける「制御・計測・検査装置」メーカーである尼利可自動制御機器（上海）有限公司（株式会社ニレコ 中国現地法人）の三浦董事長と国川総経理に、中国での事業立ち上げから事業展開についてのお話を伺いましたので、ご紹介させていただきます。

◆ 中国進出経緯

弊社日本本社の主力事業は「プロセス事業」「ウェブ事業」「検査機事業」の三つに分かれます。

「プロセス事業」は主に鉄鋼・非鉄金属業の生産ラインを対象に鉄鋼製品の生産効率を維持・向上するための制御装置や検査装置を、「ウェブ（帯状素材）事業」では紙・フィルム等の生産工程でたるみやシワが生じないように制御する装置・蛇行制御装置・印刷位置ずれ防止装置などを、「検査機事業」では人間の目では

認識が困難な小さな傷や汚れを検査する装置、

例えば電子機器素材や二次電池素材の傷や汚れ検査装置、また農産物の外観や糖度・酸度の検査装置など幅広い分野での検査装置を提供することで、製造業をはじめの多くの業界の企業様をサポートしています。

その弊社が中国へ進出したのが2003年。近年は、魅力ある「マーケットへの販売」を目的に中国へ進出する企業が多い状況ですが、当時の弊社は他の多くの国内企業同様「コストダウン」を目的に中国への進出を決めました。

上海現地法人立上り時から今に至るまで多くの苦労がありました。立上りは工作機械を日本から



<国川総経理（左）／三浦董事長（右）>

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱いいたしますようお願い致します。

輸入して製造をはじめたのですが、一番苦労したのが「外注先の製造品質を安定させること」です。外注先として中国ローカル企業を利用していたのですが、品質が安定せず、当時は担当者だった国川総経理ら日本人スタッフが外注先を指導に行くことが多々ありました。苦労して指導した結果、外注先の品質は安定し、当時の外注先とは今でも良好な取引が続いています。

その他にも日本と中国の製造規格の違いにも苦労しました。過去、大型マーキング装置（高温の鉄鋼製品に印字をする装置）の製造を中国で行うことが決まり、いざ製造を開始しようとしたところで、当初の想定とは異なる点が出てきました。この装置は完全なカスタムメイドです。中国の協力会社を指導して全部品の



<印刷品質検査装置>

設計・製作図をおこし、それを別の協力会社で製作しようとしたのですが、日本と中国では「製造規格」が異なるため、日本で使っていた製作図は流用できず殆ど一からやり直す結果となってしまいました。

このような多くの苦労に対して思考錯誤を重ね、最終的には紙・フィルム制御装置の製造を日本本社や同じ海外関連会社である台湾拠点と連携することで、中国事業を軌道に乗せることができました。そして今では、当初の中国進出の目的であった「コストダウン」拠点としての量産品製造でなく、中国「マーケットへの販売」拠点となるよう注力しています。

◆ 中国市場の移り変わり

今は「プロセス事業」へ注力しています。「プロセス事業」については昨年から少しずつ引き合いが増えてきました。ひとつには中国の鉄鋼業界全体の変化が要因に挙げられます。過去の中国鉄鋼業界はどちらかと言えば「量」を重視していましたが、事業再編を経て、現在は「品質」や「生産効率」を重視するようになってきています。販売店などと協力しそのニーズにあった製品を積極的に広めた結果、弊社へのお声かけが増えたのでしょう。その変化に対応すべく、中国現地法人も「プロセス事業」の営業体制を再構築しています。

また中国現地法人は今まで紙・フィルム制御装置の製造が主でしたが、時代の変化とともに新聞や雑誌など印刷物の需要が減ってきたため、紙・フィルム制御装置の需要が増えていません。しかし新聞や雑誌が減った一方、スマートフォンやタブレットが増えてきた結果、スマートフォンやタ

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいませようお願い致します。

ブレットに使われている特殊フィルムの検査装置や半導体機器の検査装置の引き合いが増えるなど、時代の変化と共に、弊社に求められてきているものも変化してきています。

◆ 今後の展望

弊社海外拠点は中国の他に台湾と韓国などがあり、それぞれの海外拠点が連携しながら部品や装置の製造・貿易を行っています。1つの海外拠点・国のことを考えるのではなく、「どの拠点で製造するのが効率的で最適か」を考えています。例えば、中国の取引先へ新しい製品を納品する際も、韓国での製造コストが一番低いならば、韓国拠点で設計・製造して中国へ輸入して販売すればよい訳で、これからは海外拠点が連携して、相乗効果を出しながら更なる事業拡大を進めていきます。

特に中国についてはマーケットとしての魅力があり、「この製品は中国でニーズあるかな？」と考えるだけでワクワクします。この中国マーケットで成功して事業規模を大きくし、会社が成長すると共に社員一人一人も同じように成長してくれることが私どもの望みですし、そうなることを期待しています。

※会社情報

中国現地法人／尼利可自動制御機器（上海）有限公司

日本本社　／株式会社ニレコ（きらぼし銀行 日本橋支店取引先）

ホームページ：<http://www.nireco.jp>

聞き手＝綺羅商務諮詢（上海）有限公司 蓑田

中国ビジネスQ & A

第94回「外商投資法？」

このレポートはすべてお読み頂いて1分30秒です。

<質問>

私は中国に赴任したばかりで、まだ中国語を勉強し始めてから日が経っていないのですが、先日中国語の勉強も兼ねて中国のニュース番組を見ていたら、「外商投資法」という言葉が目につきました。外商という言葉なので、海外企業に関わることかと思っているのですが、どういう内容で、なぜニュースで取り上げられていたのでしょうか？

<回答>

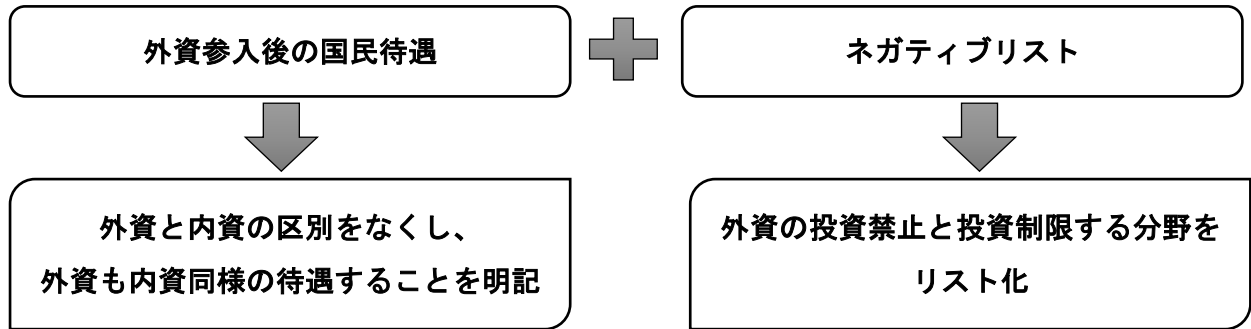
「外商投資法」とは外資企業（海外からの投資企業）に関わる法令で、2019年3月に開催された全人代（日本の国会に相当）で決議されたばかりであることから、ニュース番組で取り上げられたのでしよう。

従来、外資企業に関わる法令は「会社法」以外に「外資企業法」「中外合作経営企業法」「中外合資企業法」という外資三法と呼ばれる法令が基礎となっていました。2020年1月「外商投資法」施行後はこの外資三法が廃止され、「外商投資法」が外資企業にとっての基礎法令となります。

なお、現在の外資三法に基づいて設立された外資企業は「外商投資法」施行後5年以内は従来の会社組織形式を継続して保留できると規定されています。裏を返せば、5年以内に「外商投資法」に合わせた会社組織形式への変更の必要があります。

しかし、この法令変更ですが、決して外資企業にとってネガティブな話ではありません。法令変更には、海外から中国への投資を更に呼び込めるよう中国政府が投資の門戸を開いたことが背景にあり、従来あった個別の審査認可制度は廃止され、外資参入後の国民待遇とネガティブリストによる管理制度を導入し、その上、外資企業を設立するための手続きも簡素化されます。

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいませようお願い致します。



先述しました通り、外資企業は5年の猶予期間中に外資三法から「外商投資法」の法令変更に合わせて会社体制を変更しなければなりません。どの外資企業も「外商投資法」の内容を確認して、会社の定款を見直す必要がありますが、特に合併企業の場合は早々に体制変更を検討開始する必要があります。

なぜならば、合併企業は「中外合弁経営企業法」という法律に基づいて定款を作成しています。この「中外合弁経営企業法」では「会社法」と異なり、会社の最高意思決定機関が董事会と制定（会社法上では株主が最高意思決定機関）されています。他にも「中外合弁経営企業法」は「会社法」と異なる運用が規定されていますので、「外商投資法」に適合した会社体制について日本と中国の株主同士で協議を始める必要があるでしょう。

現時点では、まだ全人代で法令が通過しただけであり、2020年1月の施行までに関連する法令や実務が変更されていくことが予想されます。外資企業にとっては会社運営に関わる重要な法令ですので、今後の動向には注目して下さい。

《ご参考》

中華人民共和国外商投資法（草案）

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-01/29/content_2071221.htm

以上

綺羅商務諮詢（上海）有限公司 袁田

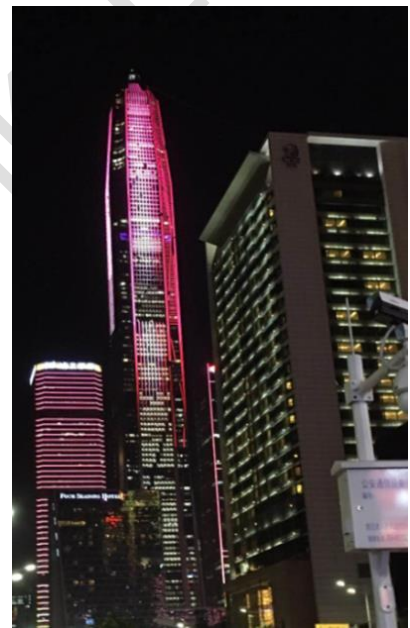
—深セン駐在レポート—

「帰任報告～深セン駐在総括と大湾区構想～」

2年半の深セン駐在を終え、この4月に帰任する事になりました。この2年半の間に中国や深センを取り巻く状況は大きく変化しました。今回は、現在の深センの印象と今後さらに深センを成長させる大湾区構想についてレポート致します。

○深センの印象

2016年の国慶節期間中に、初めて深センに降り立った時に、そびえ立つビル群を見て驚き圧倒されたことを今でも良く覚えています。その頃から深センの成長の勢いは衰えず、街中の至る所で都市開発が行われ、新しい高層ビルや地下鉄が次々に建設されています。街を行き交う路線バスやタクシー等は、深セン市政府から発令が出された翌日には、すべてガソリン車から電気自動車に切り替わった事など深センという都市のスピード感にも、驚く事が多々ありました。2017年には広州のGDPを抜き、中国の全都市の中で3位（1位上海、2位北京）になり、未だに経済成長をし続けています。



< 深センの夜の金融街 >

そんな経済成長が著しい深センを語る上で WeChat Pay、Alipay 等の電子決済サービスや、AI・IoTの発展により出現した無人店舗等の新たな施設の存在は欠かせません。特に電子決済サービスは、筆者の赴任当初から存在していましたが、当時はタクシーや地下鉄、小売店舗や飲食店では電子決済サービスが使用できない場所も多くありました。この2、3年で状況が一変し、今や電子決済で支払いが出来ないサービスが見当たらない程になっています。現在、日本でも電子決済サービスの導入に力を入れています。この点は、特に日本よりも中国が進んでいる分野であると印象を受けました。

その他に、深センは『紅いシリコンバレー』と称され、イノベーションのメッカの都市と認知されるようになりました。優れた知識や技術を有する人材は、深セン市政府から多大な支援を受けられる事や、サプライチェーンが整備されていることもあり、1日に約1,000社もの新しい企業が深センに誕生しています。

次第に、日本のTV、新聞、雑誌等でも取り上げられ、深センの認知度が増していき、日本から多

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいませようお願い致します。

くの視察団の方が来られるようになりました。日本の企業の方々が、急成長する深センのベンチャー企業との協業または、投資対象の検討先と捉えはじめた事も大きな変化のひとつです。また、2018年頃には、米中貿易摩擦の最中に巻き起こった深センに拠点置く HUAWEI 社の騒動によりさらに世界からも注目される都市となりました。

○大湾区構想

この様な流れの中、ハイテク産業をはじめとした新産業の重要な発信地として一大経済圏を構成する事を目標とする『大湾区構想』が立ち上がりました。

大湾区とは、広東省珠江デルタ地域の中国 9 つの都市（深セン、東莞、広州、仏山、惠州、江門、肇慶^{チョウケイ}、中山、珠海）と、香港、マカオ特別行政区から構成される計 11 都市から形成される都市圏です。各政府が経済協力を強化し、『広東省・香港・マカオ協力深化による大湾区建設推進枠組み協定』の締結を契機に 国家戦略として動き始めています。さらに、中国政府は「大湾区を 2030 年までに GDP 規模で東京・ニューヨークを追い越し、世界のベイエリアにする」との公言しており、以下の重点目標を掲げています。

【各地域の重点目標】

広東省	・ 科学イノベーションセンター及び先端製造業、現代サービス業基地の構築
香港	・ 国際金融・海運・貿易の三大センターの地位強化 ・ オフショア人民元取引の地位と国際資産運用センターとしての機能強化 ・ アジア太平洋地域における国際法律・紛争解決サービスセンターの構築
マカオ	・ 世界的観光レジャーセンターの地位向上 ・ 中国・ポルトガル語圏国家との経済貿易協力拠点の建設

大湾区は域内主要都市を結ぶ一連の交通インフラを整備し、域内を 1 時間程度で結ぶことを目標に掲げ、巨大マーケットの勃興を目指します。以前の本レポートでお伝えしました深セン、広州等の中国本土と香港を結ぶ高速鉄道『広深港高鉄』と、香港－マカオ－珠海を結ぶ全長 55km の海上橋である『港珠澳大橋』が共に 2018 年に開通しました。『港珠澳大橋』は、香港～マカオ・珠海にかけてイミグレーションがありますので、チケットを購入してリムジンバスに乗車します（乗車代 65HKD（≒約 910 円））。

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいませようお願い致します。



<大湾区のインフラ整備計画>



<港珠澳大橋を渡る際のイメージ>

『港珠澳大橋』の開通によって、陸路で数時間を要していた香港-マカオ・珠海間の移動時間を大幅に短縮しています。他にも広州・東莞を繋ぐ『虎門二橋』（2019年上半期開通予定）や、深センと中山を海上橋により結ぶ高速道路『深中通道』（2024年開通予定）などの大規模なインフラプロジェクトが次々と進捗しており、地域間のアクセス向上が物流や華南地区の観光業、産業の発展を促進すると期待されています。

○終わりに

大湾区構想によって、深センは、香港、マカオと他の華南都市と連携し、さらに勢いが増していくものと思われます。今後、深センを新たな販路先として進出するのか、それとも深センの新興企業の技術と協業、または、投資先とするのか未知数ではありますが、この成長の勢いがどこまで続くのか非常に楽しみです。

筆者も今年の4月より日本に戻りまして、深セン駐在で得た経験を基に皆様のサポートを行って参りたいと思います。2年半のご愛読ありがとうございました。

(1HKD≒約 14 円)

以上

深セン駐在 掛川

タイ駐在レポート

「ドン・キホーテ、タイ初上陸」

2月22日、バンコクに総合アミューズメントモール「ドンキモール トンロー」がグランドオープンしました。日本でも馴染みの総合ディスカウントストア「ドン・キホーテ」が中核テナントとなっており、オープン初日からタイ人や日本人駐在員を中心に多くの人で賑わっています。筆者も開店2日目の夕方に早速訪れてみましたが、店の前まで人が溢れ返っており、入場制限も行っていました。開店から1ヵ月以上が経った現在でも周りのタイ人日本人共によく話題に上っており、注目度の高さが伺えます。今回は筆者が実際に訪れた感想も交えながら、タイに初上陸した「ドン・キホーテ」の実態についてレポートいたします。

○総合アミューズメントモール「ドンキモール トンロー」

「ドンキモール トンロー」は、ドン・キホーテを運営するパン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの海外事業持株会社 Pan Pacific Retail Management (Singapore) Pte. Ltd.、タイ最大手塗料メーカーグループ TOA Venture Holding Co., Ltd.、日本駐車場開発株式会社タイ現地法人 Nippon Parking Development (Thailand) Co., Ltd. の3社の合弁により開発されました。地下3階（駐車場）、地上5階建ての商業施設で、1階・2階部分にドン・キホーテの店舗が入る他、ドラッグストア、ネイルショップ、眼鏡ショップ、ゴルフショップ、100円ショップ、日本食レストラン、カラオケ店、屋内スポーツ施設等 40 近くのテナントが入居しています。各テナントの共通点は日本にルーツがあることで、モール全体として「ジャパイクオリティの商品やサービスを提供すること」をコンセプトとしています。「日本好き」のタイ人にとって魅力的な場所であり、また日本人駐在員にとっても日本製品が安く手に入る場所として人気のスポットとなっております。連日多くの人で賑わっています。



＜「ドンキモール トンロー」のテナント看板
(一部)＞



＜多くの人で賑わう「ドンキモ
ール トンロー」前＞

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいませようお願い致します。

○東南アジア仕様の「DON DON DONKI」

タイにオープンしたドン・キホーテは「DON DON DONKI」と呼ばれる東南アジア仕様のドン・キホーテグループ新業態の店舗で、店内のほぼ全ての商品を日本製または日本市場向けの商品でラインナップしているのが特徴となっています。「ジャパンブランド・スペシャリティストア」をコンセプトとしており、生鮮食品、加工食品、家庭雑貨、日用品、化粧品等ジャパンブランドにこだわった商品を豊富に取り揃え、他の日本製品販売店より低価格で販売しています。「DON DON DONKI」は2017年にシンガポールにて初店舗が開業され、現在ではシンガポール国内で3店舗展開するまでに成長しました。その成功モデルをタイに持ち込んだ形となっており、ここタイでも今回の1号店を皮切りに多店舗展開を目指しています。

○「ドン・キホーテ」店内の様子

ドン・キホーテは2階建てで、1階が食料品売場、2階が日用品・化粧品売場となっています。

1階の食料品売場では日本でもお馴染みのお菓子の安売りが行われていた他、野菜、果物、精肉、鮮魚、冷凍食品、総菜、弁当など豊富な商品が店内に所狭しと並べられていました。値段設定は、例えばお菓子ではカラムーチョが19バーツ（約67円）で販売されていた他、ペヤングのソース焼きそばが59バーツ（約207円）、納豆が39バーツ（約137円）など、日本の約1.5倍以内の価格で商品を販売している印象を受けました。



<食料品売場の様子>

ちなみにバンコクで日本食材が買える場所としては「フジスーパー」というスーパーマーケットが有名ですが、フジスーパーで同じ商品の値段を調べてみたところ、カラムーチョは20バーツ（約70円）、ペヤングソース焼きそばは119バーツ（約417円）、納豆は最安値で59バーツ（約207円）でした。開店セール価格ということもあるかもしれませんが、他の日本食材販売店よりも安い価格設定となっており、「驚安の殿堂”ドン・キホーテ”」のコンセプトを感じました。



<食料品売場の様子>

もう1つ食料品売場の特徴として、店内調理スペースの設置があげられます。店内で購入した食材を好みに合わせてその場で調理してもらい、持ち帰りまたは店内のイートインコーナーで食べることが可能な仕組みで、気軽に日本食を体験することができます。店内に長く滞在しゆっくり買い物を楽しむ傾向があるタイ人に適した企画であると言われており、注目が集まっています。

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいますようお願い致します。

2階の日用品・化粧品売場は、日本でもお馴染みのパーティーグッズコーナーが設置されていた他、文房具、化粧品、キッチン用品、ペット用品、ベビー・キッズ用品等が雑多に並べられ、ドン・キホーテらしさを感じるフロアとなっていました。

その他印象深かった点は、商品説明や売り場案内等のポップが日本語とタイ語併記で書かれていたことで、思わず日本にいるような感覚を受けながらも、タイ人にもわかりやすいよう配慮されているところにこだわりを感じました。



<日用品・化粧品売場の様子>

○立地

ここまでドン・キホーテの良い面を中心にレポートして参りましたが、筆者が一つ気になったのは店舗の立地です。トンロー地区という日本人が多く居住し観光客も多く滞在するエリアに立地するという点ではプラスとも言えますが、電車（BTS：高架鉄道）の駅から徒歩15～20分かかる点を不便に感じました。いくら日本製品の品揃えが豊富で他店と比べて安いといっても、駅から距離のある場所にわざわざ頻繁に買い物に行くだろうか、自分ならば帰りに買い物した荷物を持って移動することも含めて考えると、多少品揃えが少なく高くても近所で買い物を済ませてしまおうと思いました。タイ人は元々歩く習慣がなく、少しの距離の移動でもタクシーやバイクタクシーを使う傾向にあるため、立地はそこまで気にならないのかもしれませんが。しかしドンキモール開業後、付近では「ドンキ渋滞」と呼ばれる渋滞が発生しており、車で買い物に行くにも辿り着くまでに時間がかかるようです。今後この立地が客足に影響を及ぼすのか否か、注目したい点であると考えています。

○終わりに

タイでは日本旅行や日本食、日本製品等「日本」がブームとなっており、昨年11月の高島屋オープンに続き今回のドン・キホーテオープンと日本の小売店の進出が相次いでいます。ドン・キホーテは24時間営業となっていますので、皆さまもタイにいらっしゃった際にはぜひお立ち寄りいただき、店舗の雰囲気や客層、販売商品や値段設定等をチェックしていただければと思います。

(1パーツ≒3.5円)

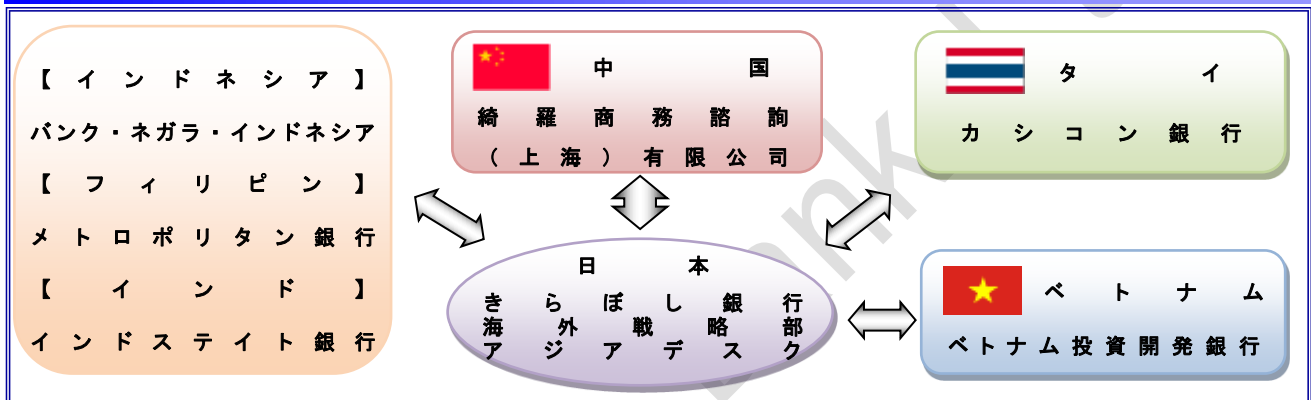
以上

タイ駐在 児玉

きらぼし銀行の海外ビジネスサポートについて

きらぼし銀行では、お客さまのアジアビジネスサポートを目的にアジアデスクを設置。中国上海市にはコンサルティング会社を設け、お客さまの中国ビジネスに関して総合的なサポートを実施しています。また、タイ・ベトナムなどアジア各国の地場銀行との業務提携や、東京都中小企業振興公社のタイ事務所、東京都立産業技術研究センターのバンコク支所などとも連携し、お客さまの海外事業に関して、資金面、コンサルティングの両面よりサポートを行っております。

海外ビジネスサポート体制



上海コンサルティング会社について

- 商号：綺羅商務諮詢（上海）有限公司
- 所在地：中国上海市黄浦区淮海中路918号久事復興大廈24-C1室
- コンサルティング内容：
 - 中国進出相談・現地法人設立サポート、持分譲渡・合併・撤退等事業戦略コンサルティング
 - 中国企業調査・市場調査に関するコンサルティング、契約書・社内規定等作成支援
 - ビジネスマッチング支援、その他トータルコンサルティング（日常業務から専門事項まで照会対応）
- URL：<http://www.kiraboshi-bc.com.cn/>

お問合せ



きらぼし銀行
海外戦略部アジアデスク

電話：03-6447-5828

E-mail：i580@kiraboshibank.co.jp

担当：渡邊、小林（智）、浦山



綺羅商務諮詢（上海）有限公司

電話：86-21-6467-0011

E-mail：kiraboshi_shanghai@kiraboshi-bc.com.cn

担当：養田（総経理）、小林（副総経理）

本レポートに記載の事項は情報提供のみを目的としたものであり、記載されているデータ、意見などはきらぼし銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。当レポートに記載された内容が事前連絡無しに変更されることもあります。当レポートに記載された条件などはあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。事業展開の最終決定は貴社ご自身の判断でなされるよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などに御相談の上でお取扱下さいませようお願いします。